

小学生までの医療費の助成を拡大

平成30年8月から医療費の助成を拡大し、課税世帯の3歳から小学6年生までの入院費用の自己負担が少なくなります。そこで、助成内容と子ども医療費等の受給者証の変更についてお知らせします。



入院費用の負担額が初診時一部負担金のみ

助成内容（現行）					
区分	3歳未満	3歳から小学6年生まで			
	入院・入院外	入院		入院外	
市民税	非課税・課税世帯とも	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯
負担額	初診時一部負担金のみ 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金のみ 医科 580円 歯科 510円	医療費の1割	初診時一部負担金のみ 医科 580円 歯科 510円	医療費の1割

※子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成 共通

市民税課税世帯でも入院費が初診時一部負担金のみになります

助成内容（30年8月から）

助成内容（30年8月から）					
区分	3歳未満	3歳から小学6年生まで			
	入院・入院外	入院		入院外	
市民税	非課税・課税世帯とも	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯
負担額	初診時一部負担金のみ 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金のみ 医科 580円 歯科 510円		初診時一部負担金のみ 医科 580円 歯科 510円	医療費の1割

市ではこれまで、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成および重度心身障害者医療費助成について、課税世帯で3歳から小学6年生までの方は、入院の医療費の自己負担が1割となっていました。このたび、医療費の助成を拡大することに伴い、30年8月診療分からは、自己

負担が初診時一部負担金のみ（医科580円、歯科510円）となります（左の表を参照）。
なお、各助成を受けるためには所得の制限があります。
助成の条件や申請の手続きなど、詳細は後期高齢・福祉医療課までお問い合わせください。
◆お問い合わせは、後期高齢・福祉医療課 ☎4111 内線311、FAX ☎0120へどうぞ。

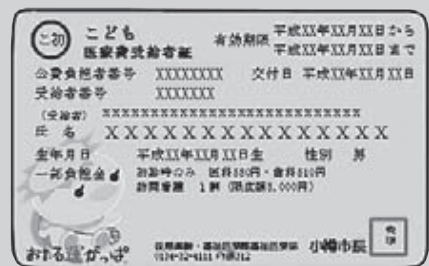
受給者証が変更になり、使用できる医療機関が拡大されます

30年8月から使用する新しい受給者証はデザインが一新され、カードサイズに変更となりました。

従来の子ども医療費受給者証は、小樽市内または札幌市の一部の保険医療機関でのみ使用できましたが、新しい受給者証は北海道内の全ての保険医療機関で使用できます。

道外の保険医療機関を受診したときや、受給者証を提示できなかったときは、領収書を添えて下記の窓口で申請することにより、受給者証に記載されている自己負担より多く支払った金額を給付します。

◆詳細 後期高齢・福祉医療課 ☎4111 内線311、FAX ☎0120



新しい受給者証(子ども医療費)